

湧くわく商品券 登録店マニュアル

※詳細につきましては、『商品券事業約款』をご覧ください。

※約款、マニュアル、申請書は、『島原商工会議所、又は有明町商工会ホームページ』よりダウンロードできます。

お問い合わせ先

島原商工会議所 〒855-8550 長崎県島原市高島二丁目 7217 TEL 0957-62-2101 FAX 0957-62-2393 E-mail info@shimabara-cci.or.jp	有明町商工会 〒859-1415 長崎県島原市有明町大三東戊 1427-3 TEL 0957-68-0255 FAX 0957-68-0223 E-mail ariake@shokokai-nagasaki.or.jp
--	---

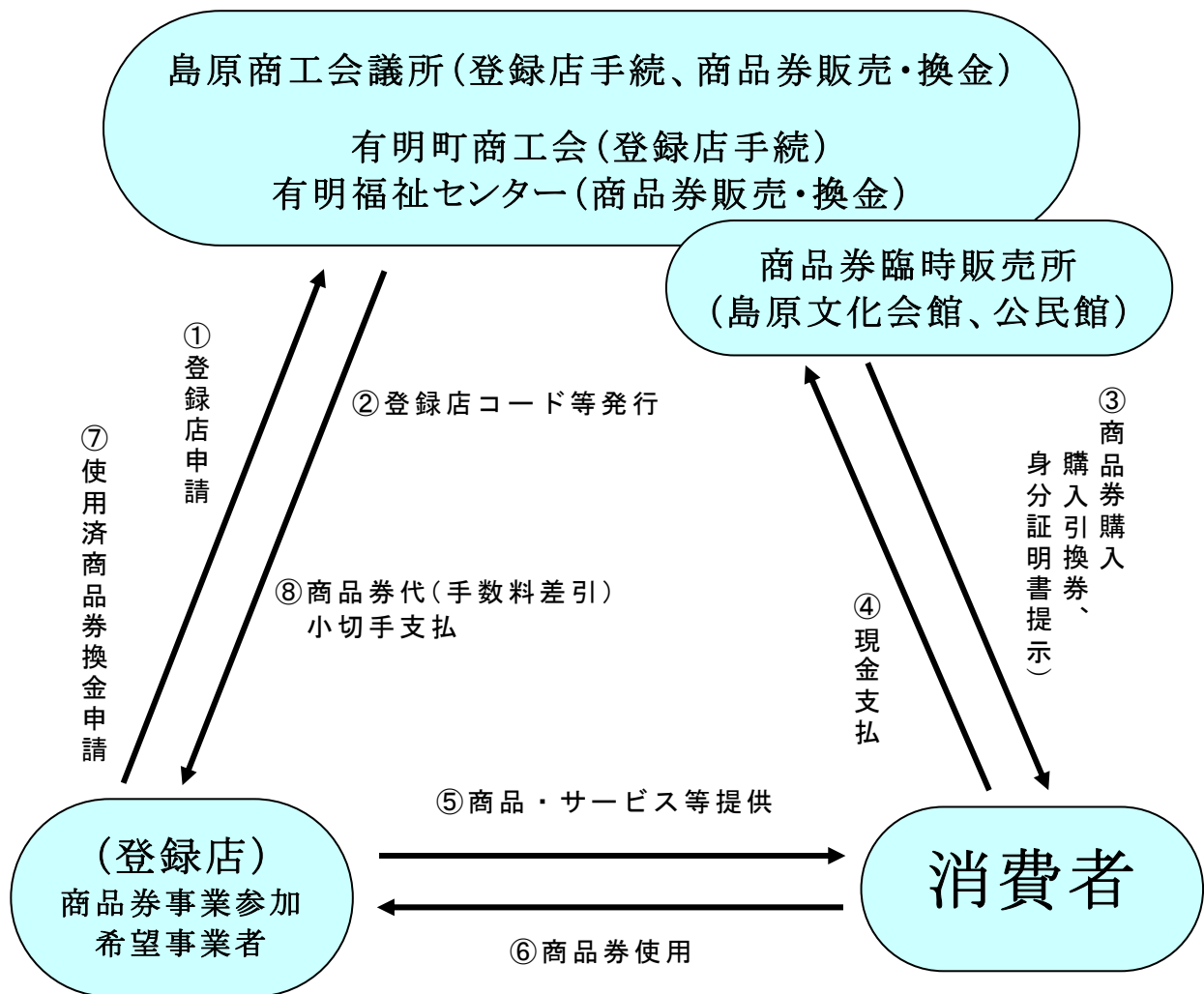
【島原市プレミアム付商品券概要】

発行者	島原市
名称	湧くわく商品券
発行額	◆商品券発行予定総額：2億8千万円 ◆商品券販売予定総額：2億2千4百万円
額面	1セット：500円券10枚綴（額面5,000円、販売4,000円、56,000セット予定）
有効期間	令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）
購入対象者	【市民税非課税者】5セットまで購入可 島原市に住民登録がある方で、平成31年度市民税非課税者（課税基準日：平成31年1月1日） ※市民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。 【子育て世帯】5セット×対象乳幼児数まで購入可 島原市に住民登録がある方で、平成28年4月2日～令和元年9月30日に生まれた子が属する世帯の世帯主
販売	◆令和元年10月1日（火）～令和元年10月31日（木）午前10時～午後3時 ※土日、祝日を除く。 島原商工会議所 [月～金] 有明福祉センター [月～金] ※購入引換券が必要 ※10月5日（土）、6日（日）のみ土日販売 ※10月1日（火）のみ 島原文化会館 ※10月2日（水）のみ 三会公民館 ※10月3日（木）のみ 安中公民館 ※10月4日（金）のみ 杉谷公民館 ※10月7日（月）のみ 霊丘公民館 ※10月8日（火）のみ 白山公民館 ◆令和元年11月1日（金）～令和2年2月14日（金）午前10時～午後3時 ※土日、祝日、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。 島原商工会議所 [月～金] 有明福祉センター [火・木] ※購入引換券が必要
換金	◆令和元年10月1日（火）～令和2年3月16日（月）午前10時～午後3時 島原商工会議所 [月・水・金] 有明福祉センター [火・木] ※祝日、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。 ※登録店の換金件数が減ってきた場合は、換金日の回数を減らす。その場合、事前に登録店へ連絡。 ※最終換金日 [令和2年3月16日（月）午前10時～午後3時] ◆小切手支払（換金手数料差引） ※換金手数料：実施団体会員事業者 [0%] 実施団体非会員事業者（個人・市内本店登記の法人） [1%] ※登記簿謄本で、市内本店登記か確認を行う。 （3ヵ月以内、コピー可） 実施団体非会員事業者（市外本店登記の法人） [3%]

[湧くわく商品券見本]



【商品券事業の流れ】



【登録店の遵守事項】

- ◆商品券には、有効期限があります。

令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）

※有効期間を経過した商品券は無効となります。令和2年3月1日以降は、使用できなくなります。

- ◆受付期間内（8月19日～8月30日）にご登録頂いた場合、「商品券使用可能登録店」として名簿を作成し、購入対象者に送付する予定です。
- ◆商品券使用可能登録店として表示を行う場合は、島原商工会議所・有明町商工会のホームページにある広告データ（カラーコピー、拡大・縮小印刷可）をお使い下さい。
- ◆お客様（消費者）から受け取った商品券（裏面）に店名を記入または店名スタンプ（ゴム印）の押印等をして下さい。
- ◆商品券を登録店自らの商品仕入れや経費等の支払いに使用できません。
- ◆最終換金日は
令和2年3月16日（月）午前10時～午後3時です。
※最終換金日を経過した商品券は換金できなくなります。

【お客様（消費者）への対応】

- ◆お客様（消費者）が有効期間中に商品券を持参されたときは、商品券1枚につき500円分の商品及びサービス等とお引き換え下さい。
- ◆商品券は、現金と同様に扱って下さい。ただし、商品券の額面に満たない使用のときは、釣り銭は出さないで下さい。
- ◆登録店が商品券を使用できない一部の商品及びサービス等を指定する場合は、お客様（消費者）とトラブルにならないよう、事前告知するなど、最善の対応をするよう努めて下さい。
- ◆商品券でお買い物をされるお客様にも、現金でお買い物をされるお客様にも、同様の対応をお願いします。
- ◆お客様に対して不快感を与えることなく、気持ちのよい対応をお願いします。

【汚損した商品券の対応】

- ◆お客様（消費者）が汚損した商品券をお持ちになった場合には、商品券自体及び商品券右上の番号が判別でき、商品券の3分の2以上が残っていれば、ご使用頂いて構いません。

【商品券の換金方法】

- ◆お客様（消費者）から受け取った使用済みの商品券（裏面）に店名スタンプ（ゴム印）がすべて押印等をしてあるか、再度ご確認ください。
- ◆商品券が100枚以上になる場合は、100枚毎に輪ゴムで束ねて下さい。
- ◆「湧くわく商品券換金申請書」（様式第3号）を記入（代表者印押印）して、島原商工会議所もしくは有明福祉センターへ提出して下さい。
 - ※「湧くわく商品券取扱登録証明書」（様式第2号）の提示並びに使用済商品券を添付して下さい。
 - ※換金手続きに来られる方は必ず認印をご持参下さい。
 - ※登録店の登録手続き時に「湧くわく商品券換金申請書」（様式第3号）を同封しておりますので、コピーもしくは、ホームページよりダウンロードしてお使い下さい。
- ◆使用済商品券の枚数を確認し、換金手数料を差し引いて、小切手にてお支払いします。

換金手続きの混雑も予想されます。ご迷惑をおかけすることと思いますが、ご協力をお願い致します。

【商品券事業の仕訳の一例】

[未収金計上で処理される場合]

- ①お客様（消費者）が1,250円の商品を湧くわく商品券（500円券2枚）と現金（250円）で買い物をされました。

借 方		貸 方	
未収金	1,000	売 上	1,250
現 金	250		

- ②換金日にお客様（消費者）から頂いた商品券60枚（未収金30,000円計上）を換金に行った。その際、換金手数料1%を差し引かれ、残金を小切手でもらった。

借 方		貸 方	
現 金	29,700	未収金	30,000
雑 費	300		

[現金計上のみで処理される場合]

①

借 方		貸 方	
現 金	1,250	売 上	1,250

②

借 方		貸 方	
雑 費	300	現 金	300

※上記仕訳、勘定科目は、あくまで一例であり、顧問税理士の先生等にお尋ね下さい。

[商工会議所及び商工会は、あなたの参加をお待ちしています。]

この度は、湧くわく商品券事業に登録店として、ご参加頂き誠に有り難うございます。また会員の皆様には、日頃より商工会議所及び商工会の事業活動にご高配を賜り感謝申し上げます。

商工会議所及び商工会活動の推進力となるのは、地域の商工業者であると言えます。1人でも多くの方々が積極的に参加して頂くことで、地域経済団体としての発言力は高まります。未加入の事業者様におかれましては、是非ともこの機会にご入会を頂き、色々なご意見をお寄せ頂くとともに、商工会議所・商工会を積極的にご活用頂きたいと思っております。会員の皆様におかれましては、地域経済の発展のために引き続きご支援ご協力を頂きたいと存じます。

結びに、今回の商品券事業開始にあたり、何卒内容等ご理解頂き、ご不明な点等ございましたら、お気軽に問い合わせ下さい。